

東神総企第352号

平成20年10月14日

国土交通省道路局長 様

東神楽町長 川 野 恵



今後の道路行政についての意見・提案の提出について

平成20年9月19日付け国道企第37号で依頼のありました標記のことにつきまして、別紙のとおり提出いたしますのでよろしくお願いします。

(総務企画課企画財政グループ)

今後の道路行政についての意見・提案

様式①

① 道路行政全般について改善すべき点、要望や提案など

北海道 東神楽町

- 北海道が担う食糧の安定供給、観光・レクリエーション、休養・保養等の役割を十分に果たし、広大な北海道の均衡ある発展、生活や産業基盤の確立を図るため、規格の高い広域幹線道路網の整備が不可欠であります。
- 道北圏域においては、圏域産業の振興、高度医療の需要、地域間交流の促進、広域観光等のネットワーク形成を図るため、高速交通網の確立とインターネット機能を活用した流通基盤の整備が急務となっております。
- 上川中南部においては、依然として高規格幹線道路網の空白地帯となっております。交流人口の拡大による地域活性化を図るとともに、道路を通じた高度医療等の公共サービスの供給や生活関連の幹線の物流の確保など、安全で安心できる生活に必要な環境整備のため、一定水準の交通サービスが重要であると考えます。

○現状	○課題
● 町道の整備は、一定の整備水準に達している。 ● 道路の維持管理に関わる財源確保と体制整備が必要です。	● 今後、交通事故防止等のため、歩道の整備等の確保が重要視され、とともに維持更新に関わる財源の確保を計画的に行う必要があると考えます。 ● 道路の管理は、道路の種類によりそれぞれ道路管理者が定められ、道路法第17条では指定市又は指定市以外の市が都道府県道の管理を行うことができる特例が定められていますが、町村においては、特例を受けることができず、町道以外の道路管理を町が行うことでは、きないものと認識しています。町道以外の道路の維持補修業務又は除雪業務などは、地域住民と密接に関した業務でもあり、町道と一体的な作業を行うことで効率性が高まり、住民サービスの向上も図られる場合も考えられることから、特例条項に町村も町道以外の管理を行うことができるとすることが望まれています。 (なお、一概に効率化が図られるかどうかという面は、地域要因、執行体制等により判断が必要なものもあると考えます。また、この権限が付与されるには、財源の手当でも必要と考えます。)